

抗戦前期四川省西北地方のアヘン問題

内田 知行 (大東文化大学名誉教授)

Opium Problem of North-western Area of Sichuan Province during the First Term of Anti-Japanese War

Tomoyuki UCHIDA

はじめに

本稿は、抗戦前期の四川省西北地方におけるアヘン問題を考察する。筆者が同地方のアヘン問題に関心をもったきっかけは、日本軍機による1941年6月23日の松潘空襲を考察したことだった。この空襲では、松潘県城にいた住民に多大な犠牲者があった。空襲の経験のなかった県の幹部や民衆は日本軍機を「けし畑の処分を宣伝するため」に飛来した中国機であると誤解した。町の有力者にとっても民衆にとっても、飛行機は地方政府によるアヘン禁止政策との関連で考えられていたにすぎなかった。敵国による空襲があるなど想像もできなかった。その結果、日本軍機の空襲をもうに受けて大惨事をまねいた【1】。

アヘン問題は、当時の四川省西北地方ではどのように受けとめられていたのだろうか。筆者はこれまで中国共産党の抗日根拠地や蒙疆政権下におけるアヘン問題に興味をもってきた。しかし、抗日戦争時代の国民政府統治下におけるアヘン問題についてはほとんど考察していない。今回はこの課題の一つとして、当時四川省政府が刊行した地方性文献にもとづいて同省西北地方を考察する。国民政府のアヘン政策全般についての日本語の研究はきわめて少なく、管見のかぎりでは笠原陽子と堀井弘一郎の考察があるにすぎない【2】。

1930年代の国民政府によるアヘン・麻薬の禁止政策について、頼淑卿は統治地域を9種類の地域類型にわけて分析していた【3】。それは、次の通りである。(1) 従来栽培地域であって、アヘンの栽培・輸送・販売・吸食を禁止したことのない地域(雲南・貴州・四川・甘粛)、(2) 従来栽培地域であって、1933年以降は年毎・地区毎の栽培禁止方法を採用し漸次禁絶の成果をあげたが、輸送・販売・吸食の3項については公開の原則を採っている地域(陝西)、(3) 従来栽培を奨励していたが、1932年以降は厳しく栽培の禁止を行なうも、輸送・販売・吸食の3項については依然として公開を可能とする地域(河南・湖北・安徽・福建)、(4) 従来厳しく栽培の禁止を行なっていたが、のちに白面・紅丸がその地域に充満したために、アヘンの禁止から開放に主張を転じた地域(山西)、(5) 栽培は奨励していなかったけれども、輸送・販売・吸食の3項については民間にその事業を委

ねてきた地域(広東・広西)、(6) 禁止措置を厳しくしたり甘くしたりして従来有効な禁止方法を採らなかったが、1933年より4年を期限として禁絶を実施した地域(江蘇)、(7) 禁止の名目を掲げて時にはアヘン税を徴収しておりながら、禁止法令によって栽培・輸送・販売・吸食を実施できていなかった地域(綏遠・チャハル)、(8) 当局は禁止に熱心であったが、環境が劣悪なために効果の乏しかった地域(河北・湖南・江西)、(9) 当初から栽培の奨励もアヘン税の徴収もしたことがなく、中央の法令にもとづいて着実に禁止を実施してきた地域(浙江・山東)。以上のように、国民政府にはアヘン政策があったけれども、各地のアヘン管理の現実はいずれも多種多様だった。中央には政策があり、地方には対策があったのである。

以上の地域タイプのなかでは、四川省西北地方は類型(1)の地域、すなわち「アヘンの栽培・輸送・販売・吸食を禁止したことの無い地域」の一つであった。換言すると、アヘン管理が最もルーズな地域のひとつであった。本稿では、そうした地域の典型として、この地域におけるアヘン管理の実態を明らかにする。それは、抗戦時代の国民政府によるアヘン管理政策の多様性、更にはアヘン管理の難しさを示す考察の一部になるだろう。

四川省のアヘン問題をとりあげる前提として、当時の四川省の政治状況について、かんたんに述べておく。民国建国以降、四川省は中小の軍閥割拠状態で、戦乱が絶えなかった。1912年から蒋介石の国民政府中央軍が四川に入った1935年まで大小470回以上の戦争があった。最大の戦争は1932年10月に勃発した四川善後督辦・劉湘と四川省主席・劉文輝とのあいだの戦争だった。蒋介石の支援を受けた劉湘軍が勝利し、1933年7月劉文輝は省主席を辞任し、8月末劉湘は四川省を統一した。紅軍第1・2・4方面軍が四川省に進軍したために、「四川軍剿匪總司令」に任じられた劉湘は、1934年11月、南京にかけ蒋介石に四川省への軍隊派遣と財政援助を要請した。劉湘の要求を受け入れて同年12月、国民政府は劉を四川省政府主席に任命し、劉は同省の政治と軍事の実権を掌握した【4】。こうして、軍閥割拠状態が解決されたために、省政権の政策は省内各県で以前よりも円滑に実行されるようになった。

第1節 四川省における「二年禁毒、六年禁煙」政策(1934～1940年)

(1) 全国の禁煙政策概況

「二年禁毒、六年禁煙」政策の開始にあたり国民政府は、1934年4月に《禁毒実施辦法》と《禁煙實施辦法》を公布した。前者はアヘンよりも毒性の強いモルヒネやヘロインなどの「麻薬(毒品)」を1935年から1936年末までに徹底的に根絶するという方針、後者はアヘンを1935年から1940年末までの6年間に根絶するという方針だった。当時の四川省でもその基本方針が堅持された【5】。しかし、「二年禁毒、六年禁煙」政策には大きな限界があった。すなわち、「軍人による大規模なケシ栽培の強要や販売輸送の取り締まりが制止され、公然たる栽培や吸引が禁止されたにすぎなかった。小規模な販売、小規模な栽培、個別的な吸引は徹底的に根絶されることはなかった」【6】。

では、「二年禁毒、六年禁煙」政策終結後、四川省のアヘン政策はどうなったか。この政策が完

了すると、「雲南・貴州・四川・陝西などケシが栽培されていた省でも、公然たる栽培は一律禁止された。軍隊によるアヘンの護運も消滅した。四川では、栽培禁止後、西隣の西康省からアヘンが大量に省内に運ばれた。それによって、1940年代になるとアヘンが再び省内に氾濫した」【7】。以上、アヘン管理の内陸諸省における概況について述べた。

(2) 四川省における「二年禁毒，六年禁煙」政策の概況

四川省の禁煙政策では、当初は「官督商銷」、つまり省政府が監督して民間が販売を担うという方法が採られた。特許を与えられた商人だけが産地に行って生アヘン（煙土）を購入することができ、それがアヘン卸商に売られた。それが生アヘン小売店ないしアヘン軟膏小売店に売られ、最後にアヘン吸煙者（煙民）に小売された。ここに、1937年2月に「統収統銷辦法」が導入された。つまり、禁煙総局がアヘン卸商たちと組織を作って、省内の生アヘンを統一的に購入した。それを各区に申告された吸煙者数を考慮して、月毎の分配量を各区の禁煙局に引渡し、そしてアヘン卸商から小売商に引き渡された。つまり、生アヘン生産者→省禁煙総局→各区禁煙局→卸商→小売店→吸煙者、というルートになった。吸煙者の購入吸煙量についての統計表が制定され、さらに保甲制度の責任者に厳格にアヘン吸煙者を管理させ、小売店で購入させた。1937年11月には、省全域でアヘン吸煙者登録の「精査（清釐）」が行われた。しかし、各県の吸煙者登録は不正確で、民間には非合法アヘンが横行していた。一般吸煙者はアヘン小売店には買いに行かなかった。ついには、区禁煙局のなかに月毎に配分すべき生アヘンを県政府をつうじて保甲責任者に販売を命じるところがあらわれた。しかも保甲責任者のやり方が不適切で、結局ひそかに生アヘンを未吸煙者に転売することが多かった【8】。

こうした弊害を除去するために、1938年にまた販売方法を変えた。すなわち、同年7月アヘンの卸商・小売商を再び確定し直し、産区を厳格に管理し、卸商・小売商が販売する際の標準価格を定めた。また、小売商には「試灯」の設置（店内での吸煙）をとくに許可した。しかし、卸商・小売商は所詮商人の経営であり、利益を追求した。1938年の省内における禁煙機関の改廃については後述するが、禁煙機関による管理は不十分であり、ついにはひそかに大規模に店内吸引場所を設置するところがあった。これが、禁煙事業に影響を与えた【9】。

1939年4月から11月までのあいだには重要な動きがあった。5月には省内各地に施療施設である「戒煙院」が設立され、9月には「私蔵アヘン（私土）の肅清事業を督弁するための公署」が設立され、10月には各県市において「保管されているアヘン（存土）」の精査登記事業が始まった。10月には、四川省全域でアヘン吸煙者の自主的な登記の受付が始められた。考察団の派遣に対応して、12月15日、「四川省禁煙督辦公署」が設立され、12月末には省内全域で「アヘン卸商・小売店（土膏行店）」が閉鎖された【10】。四川省のアヘン禁止工作は新たな段階に入ったのである。

1939年末のアヘン卸商・小売店の一律閉鎖は蒋介石委員長の電令にもとづく措置だった。しかし、省内のアヘン吸煙者は根絶されなかった。アヘン卸商・小売店が閉鎖されても、吸煙者にはアヘンを供与して、施療を行なわなければならなかった。アヘン・軟膏の供給を行わず、省内各県

市のアヘン卸商・小売店を閉鎖する措置を制定することになった。そこで残余の生アヘンは一律登録し、アヘン税法にもとづいて処理し、政府の倉庫に納付して買い上げてもらうことになった。アヘン小売店から未徴収の代金についてはこれを調査し、別途清算方法を制定して、個別に清算を実施した【11】。以上に関連して、1939～40年には2種類の地方性法規が制定された。第1は、アヘン卸商・小売店の閉鎖方針ともいふべき「四川省各市県アヘン卸商・小売店閉鎖弁法（四川省各市県土膏行店結束弁法）」、第2は、アヘン吸煙者にたいする施療方針ともいふべき「四川省各市県のアヘン卸商・小売店閉鎖後の吸煙者施療弁法（四川省各市県土膏行店撤銷后煙民施戒弁法）」である。

第1の法規の要点は4点だった。それは、(1) 省内各県の卸商・小売店を民国28(1939)年12月までに一律閉鎖すること。(2) 卸商・小売店閉鎖以後は、ひそかに生アヘンや軟膏を販売してはならないこと。(3) 卸商・小売店は民国29(1940)年1月末以前に清算を終えなければならないこと。等しく清算期間内に清算事業を終えることとし、いかなる理由があっても引き延ばしをしてはならないこと。(4) 卸商・小売店は閉鎖から10日以内に残余の生アヘン・軟膏の数量を各県市政府に報告し、禁煙督辦公署による審査承認をうけなければならないこと、だった【12】。

第2の法規の要点は3点だった。(1) アヘン吸煙者にたいする期限を定めた施療の完了（限期戒絶）。各県市の生アヘン卸商・小売の閉鎖後は、いかなる機関・団体・商店・個人も生アヘンやアヘン軟膏を販売してはならない。アヘン吸煙者はすべて1940年3月末までに施療を完了する。戒煙医院がある場合は、できるかぎり元の設備を利用し、施療を拡大しなければならない。戒煙医院がない場合は、1940年1月末以前に戒煙医院を設立しなければならない。禁煙督察署は治療薬を医院に配布してすみやかに施療しなければならない。(2) アヘン吸煙者の施療による病状検査（煙民調験）。戒煙医院の有無に関係なく、該地の公立私立医院・診療所や中国医学の医師、西洋医学の医師に施療を依頼しなければならない。あるいは、アヘン吸煙者は進んで施療を受けなければならない。(3) 貧民を工場に送り技能を習得させる。貧しいアヘン吸煙者が施療後再犯せず身体の鍛錬を促すために、各県市の政府は彼らを貧民工場に送致して技能を習得させなければならない。または県市の公立ないし私立の救済機関に収容しなければならない【13】。

前引の「アヘン卸商・小売店閉鎖後のアヘン吸煙者施療弁法」は1940年1月に制定され、省内のすべてのアヘン吸煙者を一律3月末までに施療することになっていたが、そのための措置として、2月には省内各県に「戒煙施療所」（戒煙成業施戒所）を設置し、4月には省立戒煙医院を「アヘン中毒者検査所」（煙民調験所）に改組した。そして、7月には「アヘン吸煙者検査所」を省立の「衛生院」に改組してアヘン・麻薬の中毒者の施療事業を兼営させることにした。5月には「禁煙治罪条例補充弁法」が制定され、8月には省内の国民党・地方政府・軍が連合して結成した「煙毒総検査督察団」が各県に派遣されて、アヘン・麻薬検査をおこなった【14】。

第2節 四川省西北地方におけるケシ栽培禁止政策（1938～1940年）

(1) 1938年のアヘン禁止状況

1936年以降の四川省のアヘン禁止機関としては、以前から存在した「四川省禁煙委員会」が1936年9月1日に改組された。1936年6月には「四川省禁煙総局」が設立されたが、これは1938年2月に廃止された。また、1937年5月には「四川省禁煙特派員公署」が設立されたが、これは1938年2月15日に廃止された。「省禁煙総局」廃止後の同年3月には「禁煙督察処川康（四川・西康）分処」が設立された。また3月には省政府民政庁内に禁煙科が設置され、7月以降、各地の県政府に禁煙室が開設された。この間の5月には、四川省は「四川省戒煙実施計画」を制定した【15】。

1938年9月、四川省の第17・18行政督察区所属の14県に行政機関を設置し、中央政府の命令にもとづいてこれらの地域を西康省に移管した。この2行政督察区に所属する各県のアヘン禁止行政は1938年12月に西康省に移管された。第5督察区に所属する雷波県や第16督察区所属の松潘・理番・茂県・懋功・靖化などの県は「少数民族地区（夷区）」だった。政令の伝達が難しく、アヘン禁止施策もとりわけ難しかった。そこで、中央政府に依頼して、アヘン禁止を勧告するために漢語と民族語（チベット語）によるビラ（伝単）を飛行機で撒布することになった【16】。このビラの空中撒布が、冒頭で述べた1941年6月の甚大な日本軍空襲被害の遠因になった。

(2) 1939年のアヘン禁止状況

1939年4月には、中央政府の批准にもとづいて、アヘン禁止事業を実行するために、党政府軍の協力による「四川省禁種考察団」を各県に派遣した。史料によれば、「省全体を8区にわけ、各区に1組の考察団を派遣した。第8組は、松潘・理番（現理県）・懋功（現小金）・茂県・靖化など5県だった。4月中旬から7月中旬まで作業が行われたが、ケシ苗が発見されたのは、全体では彭県や茂県・松潘・理番など17県だった。第8組が派遣されたところでは、松潘・理番・茂県・懋功・靖化などの県でケシの廃棄が行われた」【17】。同年秋（11月）のケシの播種時期には、再び禁種督察団が組織派遣された。上級職員20人と内政部から派遣された視察員10人とが組長や団員に指名されて各区にでかけた。第1組は、茂県・汶川・理番・松潘の4県だった【18】。

(3) 1940年のアヘン禁止状況

禁煙督察団はじっさいには1939年12月にでかけて、作業を各区で始めた。各組の作業は1940年6月末に終了した。本稿が対象とする西北各県の調査結果を示すと、「松潘県所属の大姓溝・小姓溝・黒水・南坪などのアヘン苗については、督察団第1組が県政府を監督し、李陽三の立会いのもとで2回にわたってケシ畑を処理した。理番県の黒水一帯では、ひそかに栽培されたアヘン畑がきわめて多くて、第1組が県を監督して地区の民族指導者を集めて反アヘンの大義を説き、中央政府の禁煙の決意と厳しい法令を示した。そこで、民族指導者たちはおとなしく命令に従った。懋功

県は寒冷な高地で春季のアヘン栽培に適している。以前は同県各地の多くのアヘン苗は発見されなかったが、ほぼアヘン処理にたいする抵抗を平定した。ところが七七事変（抗日戦争）勃発後状況が変化し、同県大烏カの少数民族農民はアヘン栽培を提唱し、栽培区域が拡大しつつある。茂県の少数民族居住地のアヘン苗については、督察団第1組は行政督察専員公署および県政府の立ち合いの下でケシの処理を監督した。そして、行政督察区より軍隊1個大隊、保安隊1個中隊を派遣せしめて、計250余口〔面積単位不詳、ムウ?〕のケシ畑を処分したのである」【19】。

第3節 四川省西北地方におけるアヘン吸煙者、アヘン商人

(1) 四川省西北地方のアヘン吸煙者動向

第1表は、四川省西北地方のアヘン吸煙統計である。捕捉された吸煙者数は年度によって異なる。茂県や汶川の1939、1940年数値が同数であるように、記入に作為が感じられる数値もある。しかし、1939年にピークだった吸煙者人数は1940年には松潘・理番・懋功では減少していた。禁止政策は、1940年には一定の成果をみたように思われる。

第1表 第16行政督察区／各県歴年「登記煙民」「施戒煙民」統計表

県名	1937年 検査人数	1938年 清理登記人数	1939年 自首登記人数	1940年 戒絶煙民人数	1940年 (戒絶報告時)
松潘	n.a.	2409	8321	6230	(5月末)
理番	1664	1168	907	364	(6月末)
茂县	1283	1563	986	986	(4月末)
懋功	n.a.	1109	3275	2171	(5月末)
靖化	568	286	430	不詳	(6月末)
汶川	753	923	1348	1348	(4月27日)

(注)「登記煙民」はアヘン吸煙の登録者数、「施戒煙民」は治療を受けている吸煙者数、「検査人数」は検査をうけて判明した吸煙者数、「清理登記」は吸煙登録がきちんと整理されている人数、「自首登記」は吸煙者であることを自主的に申告した人数、「戒絶煙民」は治療が完了した吸煙者数、「戒絶報告時」は既治療患者の申告時期、である。

(出所) 1937～1939年は、四川省禁煙督辦公署(1940)、73頁。1940年は、同書107頁。

(2) 1939年以前のアヘン卸商・アヘン小売店概況

1939年12月、アヘン卸商(膏土行)、アヘン小売店・アヘン軟膏小売店(土膏店)は営業禁止となった。第2表は、その直前までの西北地方におけるアヘン卸商・アヘン小売店(アヘン軟膏小売商を含む)の統計である。靖化県の店舗数は不詳であるが、松潘等5県の合計ではアヘン卸商は4戸(懋功は不詳)、アヘン小売店は64戸あり、アヘン小売店が最も多かったのは松潘県だった。つまり、松潘県は西北地方でアヘン汚染が最も重大な地域だった。アヘン卸商は各県に1戸のみで

あり、後述のように、小売店・軟膏小売店にたいする地域独占が存在した。

アヘン卸商にたいしては、「禁煙励行アヘン卸商取締のための四川省の規則（四川省励行禁煙取締煙土行章程）」があった。規則の第3条では、「本省で生産者から生アヘンの購入を行なう者は、規則にもとづいて購入許可証を受領しなければならない」とされた。また、「生アヘンを輸送する者は、輸送地点が省内各地または省外のいずれであっても、規定にもとづいて輸送許可証を取らなければならない」（第4条）とされ、「卸商は行政督察区の卸商と県の卸商の2種に区分され、区の卸商は行政督察署の所在地に、県の卸商は各県に置かれる」（第5条）とされた。区の卸商の場合は、購入許可証と輸送許可証とを取得すれば「生アヘンをみずから売買したり売買の代行をしたりできる」（第6条）と、より優越的な権限が与えられていた【20】。

第2表 各県アヘン卸商・アヘン小売商店舗数統計

県名	アヘン卸商	アヘン小売店	小計
松潘	1	26	27
理番	1	7	8
茂县	1	11	12
懋功	不詳	9	9
汶川	1	11	12
靖化	不詳	不詳	不詳
小計	4	64	68

(注) アヘン卸商は1938年7月前、アヘン小売店（アヘン軟膏小売店も含む）は1939年12月末の数値。

(出所) 四川省禁煙督辦公署（1940）、189頁。

生アヘンの小売店にたいしては、「禁煙励行アヘン小売店取締のための四川省の規則（四川省励行禁煙取締生土店章程）」があった。規則の第3条では、「生アヘンの小売を行なう場合は、本規定にもとづいて審査を受け許可証を授与された者以外は、一律営業は禁止する」とされた。小売店は資本規模におうじて等級が与えられた。すなわち、「甲等小売店は4000元以上、乙等は3000元以上、丙等は2000元以上、丁等は1000元以上」（第8条）とされた。また、「小売店は県内の卸商からしか生アヘンの購入はできず、自分で生産者から買い付けたり、秘密裏に買い付けたりすることはできない」とされ、「生アヘンは戒煙許可証をもつ吸煙者にたいしてのみ小売することが許され、アヘン軟膏の小売店やアヘン軟膏の製造や代理販売は許されない」（第9条）とされた。また、小売店が販売できるのは、重量で1両、3両、5両、10両の4種類に限定する」（第10条）とされ、「小売店は吸煙者の「循環名簿を整備し、吸煙者の姓名・年齢・籍貫（戸籍所在地）を毎日登録しなければならない」（第11条）とされた。一人一人の吸煙者は名簿にもとづいて管理され、生アヘンを購入できる小売店が決められていたのである【21】。

アヘン軟膏の小売店にたいしては、「禁煙励行アヘン軟膏小売店取締のための四川省の規則（四

川省励行禁煙取締熟膏店章程)」があった。規則の第3条では、「軟膏の製造販売は、本規定にもとづいて審査を受け許可証を授与された者以外は、一律営業は禁止する」とされた。軟膏の購入には一定の条件があり、「老齢あるいは疾病をもち、『禁煙吸煙戸取締規則』の定めにもとづいて戒煙許可証を取得した者が必要量の軟膏を購入するには、禁煙主管機関が審査して許可証を与えられた軟膏小売店に行かなければならない」(第4条)とされた。軟膏小売店は資本規模におうじて等級が与えられた。すなわち、「甲等小売店は1万元以上、乙等は5000元以上、丙等は3000元以上、丁等は1500元以上」(第8条)とされた。軟膏小売店は生アヘン小売店よりもワンランク上の富裕層が営業していたように思われる。また、「軟膏小売店は原料の生アヘンを県内の卸商からしか購入することができず、(1) 小売店に生アヘンを販売することはできない、(2) 生産者から秘かに購入運搬することはできない、(3) 政府の承認印のない生アヘンを売買することはできない、(4) 小口の生アヘン(零土)を秘かに売ることができない、(5) アヘン館を開いて吸食に供してはならない」(第9条)などの条件も付けられていた【22】。

ここで、「アヘン軟膏」について説明を加えておく。アヘン軟膏の作り方は色々あり、通常は生アヘンを水中に入れ、ろ過してクズを取った。そして、銅製の皿のなかに入れて、とろ火でゆつくりと煮て軟膏状にした。軟膏の精製には一般に10時間前後を要した。上質の軟膏をつくるには、3回煮、3回ろ過し、3回澄ませ、3回すすぎ落とさなければならなかった。そうすると、滑らかな黄金色の光沢が生まれ、香気のある軟膏になった。よく見られたのは、甘味料をいれた生アヘンで、軟膏の口当たりが滑らかになった。軟膏に白酒やブランディーをいれると、味が濃厚になり、酒好きには特に喜ばれたという【23】。生アヘンがアヘンきせるで吸煙されたのにたいして、軟膏は吸食(吸飲)されたから、老人や疾病に苦しむ人びとに歓迎された。

当時のアヘンの小売価格はいくらぐらいだったのだろうか。松潘県では、1928年に県政府が省政府にたいして、アヘンを貨幣の代用とし地域の軍人・政府関係者・教員などにアヘンで給与を支給することを申請し批准をえたという【24】。このアヘン＝給与制度がいつまで続いたかは不詳であるが、1928年当時民衆はアヘンを貨幣替りに交易や債務返済をしていた。その基準は、生アヘン1両(旧制で1両＝31.25グラム)が銀貨3～5元、純金1両が生アヘン15両(468.75グラム)に相当したという(吸煙者相手の小売価格と思われる)。これが、1940～43年当時では、四川省北部や中部のアヘン吸煙者が松潘にやって来たので、生アヘン価格の価格が高騰した。「鍋背子」(乾燥生アヘン)1両が銀貨8～9元になっていた。生アヘン100両あれば、小銃2丁短銃2丁(純金で10両余)を入手できたから、民間には銃器が氾濫していたという【25】。

第4節 四川省における没収非合法アヘンの管理(1939年)

(1) 省禁煙督辦公署に移管された非合法アヘンの管理

卸商・小売店の閉鎖後に民間から没収された非合法アヘンは、1939年以降、どのように管理されたのだろうか。同年になってアヘン禁絶期限がせまると、国民政府は「民間の私蔵アヘンを一掃

するための辦法（肅清民間私存煙土辦法）」を制定した。期限までに私蔵アヘンを登録させ、政府がそれを購入することとし、登録期限をすぎたアヘンは没収した。また「四川省私蔵アヘン一掃事業督辦公署（督辦四川省肅清私存煙土事宜公署）」を設置し、省内の私蔵アヘン一掃事業を督励させた。5か月以内に事業を終了させることにして、1939年10月、私蔵アヘンの登録を受け付けた。

第3表 1939年における四川省内外のアヘン移動

時期	四川省内販売量（万両）		省外への販売量（万両）		合計（万両）
	四川省産	雲南省産	四川省産	雲南省産	
1月	102.1078	15.6743	30.1398	—	147.9219
2月	94.5568	24.5159	19.6662	12.9182	151.6571
3月	18.4252	2.4866	11.7147	—	32.6265
4月	66.1353	20.3985	40.2876	13.4358	140.2572
5月	26.3421	7.4390	6.8377	6.3828	47.0016
6月	17.9703	10.8143	49.7754	8.4480	87.0080
7月	215.7552	5.4115	93.2508	14.7138	329.1313
8月	26.9058	27.6023	113.4588	8.0088	175.9757
9月	13.9858	36.1637	60.2886	4.3422	114.7803
10月	—	—	—	—	—
11月	0.0483	—	—	18.2382	18.2865
12月	—	—	—	18.2496	18.2496
小計	582.2326	150.5061	425.4196	104.7374	1262.8957

（出所）四川省禁煙督辦公署（1940）、170と171頁の間の附表

（注）「四川省内販売量」の中国語は「内銷」、「省外への販売量」の中国語は「外銷」である。

第3表は、1939年における四川省内外のアヘン販売をめぐる公式統計である。この統計によれば、アヘン卸商・小売店が存在してアヘンが合法的に売買されていた9月までと卸商・小売店が順次閉鎖されていった10月以降とでは劇的な変化があったことが判明する。1939年1～9月では四川省内で販売されたアヘンと四川省から省外へ移出＝販売されたアヘンの合計は少ない時で32万余両（3月）、多い時では329万余両（7月）に達した。これは、アヘン生産の季節性と関係していた。四川省内アヘンの省内における販売量も省外への移出量も、10月では数値がなくて、11、12月では激減していた。なお、省内アヘンの販売量は省内の生産量だけでは不足していたようで、一定量の雲南省産アヘンがつねに移入されていたことも判明する。

省内の禁煙機構改組のために、省民政庁禁煙科と「私蔵アヘン一掃事業督辦公署」とを合併させて「四川省禁煙督辦公署」が1939年12月15日に新設された。同月末には、「禁煙督察処川康分処」が閉鎖された（同分処は既述のように1938年2月の「四川省禁煙総局」閉鎖に対応して翌3月に発足した機関だった）。私蔵アヘンの一掃事業は禁煙督辦公署第2処で処理することになった。1940年4月末、私蔵アヘンを保管する各県の臨時倉庫は閉鎖された。省内で押収された生アヘンは、それぞれ中央政府財政部が涪陵・合江・郫縣などに設置した「公營貯藏倉庫（公棧）」に送致された。その生アヘンの合計は230余担〔通常1担＝50キロだった〕に達した【26】。

この「公営貯蔵倉庫」については、おそらく1939年以前に制定されたと考えられる「四川省禁煙勸行特許公営倉庫管理規則（四川省勸行禁煙特許公棧管理章程）」がある。1939年以前の制定と推定するのは、同規則第2・3条に「アヘン禁止を猶予する県（緩禁県）」という1939年以降ではありえない字句があるからだ、1940年以降もこの規則が準用されたと考えられる。規則制定の目的は、「アヘンの生産・運輸・販売の統制を期する」（第1条）ことにあり、貯蔵倉庫は各県の生アヘン公売市場所在地に設置され、各区の禁煙督察分処には区級の公営倉庫を、各県には県級の公営倉庫を設置するとした（第2条）。生アヘンは各県の公売市場で交易されるものとされ（第3条）、管区内で購入・輸送を許された商人は区級倉庫に生アヘンを貯蔵し、生アヘンを購入・販売・転運できるとされた（第4条）。県級で生アヘンの売買を許された商人や貯蔵業者は県級倉庫に生アヘンを貯蔵し、生アヘンを販売・運輸したり、暫時保管したりできるとされた（第5条）。保管された生アヘンは、預けた商人が営業上の必要から現物の確認を要求した時には、便宜を与えなければならないとした（第9条）。保管された生アヘンを商人が売却する場合は、それが全部あるいは一部であることに関わりなく、売り方、買い方双方は公営倉庫で移転登録を行ない倉庫の保管証を書き換えるとされた（第11条）。倉庫でアヘン保管証の改ざんや偽造が行われたことが発見されたら、保管証の管理者はただちに主管部門に届け出て処理を受けなければならなかった（第12条）【27】。

以上のように、私蔵アヘンの取締りは行われたのだけれども、民間の私蔵アヘンの調査やアヘン吸煙者の登録は不完全だった。その原因をみると、(1) 私蔵アヘンの政府購入価格が低かったために、人民が供出登録を願わなかったこと。(2) 保や甲の末端の担当者が真面目に調査せず、秘かに隠匿することが多かったこと。(3) 私蔵アヘンの多くが小口に分けられて退蔵されたために、検査が難しかったこと。(4) 少数民族（夷人）の私蔵アヘンを購入できなかったこと。(5) 秘密裏の売買を根絶できなかったから、生アヘンの販売ルートが存在したこと。以上のような原因があり、厳密にいうと四川省の民間にはなお多くの私蔵アヘンがあつて、根絶できなかったのである【28】。

さて、四川省西北地方で政府はどれほどの量の生アヘンを没収し収蔵していたか。すでに述べたように、各県にアヘンを収蔵するために「臨時倉庫」が設立された（ただし、1940年4月までに閉鎖され、収蔵アヘンは「公営倉庫」に移管された）。おそらく1939年の数値と思われるが、茂県の「臨時倉庫」が収蔵するアヘン統計がある。茂県の臨時倉庫は茂県だけでなく、松潘・理番・汶川のアヘンも収蔵していた。数値と支払金額は以下の通りだった【29】。

	風袋込重量（毛重）	正味重量（浄重）	支払金額
茂県臨時倉庫	2542.30 斤	1277.04 斤	5718.46 元

なお、1939年9月に「四川省肅清私存煙土事宜公署」が設立されたが、同公署の「督導員設置辦法」の第2条によれば、省第9区所管の県は「茂县、松潘、懋功、理番」の4県だった【30】。

茂県「臨時倉庫」の数値は、「督辦四川省肅清私存煙土事宜公署各臨時倉庫驗取煙土統計表」の一部である。この統計表によれば、四川省内には31か所の「臨時倉庫」があり、その収蔵数値と支払金額は以下の通りだった【31】。

	風袋込重量（毛重）	正味重量（浄重）	支払金額
31 か所合計	22 万 9053. 042 斤	16 万 7403. 153 斤	84 万 7091. 80 元

以上のように、1939 年のある時点（ある月）における省全体の「臨時倉庫」に収蔵されていたアヘンは、風袋込重量で 22 万斤余、正味重量は 16 万斤余だった。前掲の第 3 表では、四川省内産アヘンの 1939 年全年の省内販売量は 582 万両余(36.375 万斤)、省外への販売量は 425 万両余(26.563 万斤)、合計で 1007 万両余(62.938 万斤) だった。合計販売量を毎月平均販売量に換算すると、5.245 万斤になった。つまり、毎月販売量は「臨時倉庫」の月毎の収蔵量の 23%（風袋込重量の場合）、または 31%（正味重量の場合）にすぎなかった。毎月販売量を省内のアヘン吸煙者への供給量だと解釈したならば、残余の収蔵量はどこに行ってしまったのか。収蔵アヘンを管理する省政府の禁煙機関（「省禁煙総局」→「禁煙督察処川康分処」→「省禁煙督辦公署」と変遷した）によって省外に移出（密輸？）されていたのではないか、というのが筆者の推定である。四川省大竹県生れの「袍哥」出身軍人、范紹増（1937 年劉湘部隊の副軍長、1938 年第 88 軍軍長）は、次のような大変に興味深い回想を残している。「1938 年、蒋介石政府が重慶に西遷すると、（抗戦初期に上海で企業家として活動していた）杜月笙は（軍統＝軍特務機関首領の）戴笠と結託して、〈港濟公司〉という会社を設立し、四川省のアヘンを移出した。一回の移出で彼らがえた利益は 3500 万元余に及び、このことを知った私は分け前として 100 万元をえた。（抗戦前期に国民政府行政院院長＝首相だった）孔祥熙はこの行為に許可をあたえたので、500 万元をえた」【32】。この証言は氷山の一角だと思われるが、四川省産アヘンは当時の国民政府指導者に多大な利益をあたえたと考えられる。

(2) 非合法アヘンの摘発方針

1940 年当時の摘発方針については、「四川省各県市で私蔵生アヘンを調査登録するための通知（四川省各县市清查登記私存煙土須知）」が制定されていた（制定時期は不詳）。この通知によれば、次のようなやり方で非合法アヘンの摘発が行われた。

まず、県政府からは県内所管の各区に監査員が派遣され、監査員は区長と調査日程を協議し、末端治安組織の長である聯保主任と調査方法を議論し、保の紳士や一般の壮丁（壮年男子）に手伝わせて調査をする（推進方法の第 1・2 項）。調査は保を単位として同一区内で一斉にやり、区長に派遣された区職員と聯保主任が立入り調査をする。そのさいに、私蔵されたアヘンが比較的が多い保から調査する。県政府から各区に派遣された監査員と区長は各保を巡回する（同第 3・4 項）。調査においては、保長が所管の甲長を同行して各戸毎に調査するが、過去にアヘンを生産していた農民やアヘンの小売店・貯蔵者の経歴のある者はとくに注意する（同第 5 項）。調査が終わると、各戸の門前に「調査済」シールを貼る。アヘンを私蔵していた人物については、甲長立ち合いの下に姓名・所蔵量・種類を登録した登録証を作成し、アヘンには封印章を貼る（同第 6・7 項）。各甲の調査が終了したら甲内の私蔵アヘン登録データを保に提出し、各保の調査が終了したら保内の私蔵アヘン登録データを聯保主任・区署経由で県政府に提出し審査をうける（同第 8・9 項）。県政府は私蔵アヘン登録データの報告表を審査し、県の臨時貯蔵倉庫から職員が買上げに行くことを現地に通

知するとともに、省禁煙督辦公署に調査準備の書面を送る(同第11項)。買上げ職員の派遣にあたっては、県政府は傘下各区のアヘン集中地点、日時、買上げルート協議、買上げ順序などを区に通知し、区からはそれを各聯保主任事務所に伝達した(同第12項)。買上げ職員が指定地点に到着してから、各聯保主任は傘下の各保甲長に私蔵アヘンの所有者にたいして、アヘンと調査時に発行された登録証とを指定地点に持参させる(同第13項)。こうして、私蔵アヘンの収集が行われたが、再調査で私蔵アヘンが摘発されたときには、残余を臨時倉庫に収集させ、なお罰金を徴収した(同第17項)【33】。

(3) 購入ないし没収された非合法アヘンの用途

この課題を定めた文書は、四川省令の「各県市の純質および不純生アヘンを一律本政府に提出し、辺遠県から生アヘンを提出させることを規定する弁法(各県市純質及夾料煙土一律解繳本府并規定辺遠県份解繳辦法)」(1940年11月28日制定)である。その第1項では、次のように記されていた。「純質の生アヘン及び夾雜物を含む生アヘンは、県区の区別をせず、一律本政府に押送り品質検査をする。内政・財政両特派員に報告書を提出し、再検査をして焼却処分をするか、内政部をつうじて製薬に供するか、を打診する」。第2項では、「辺遠県」では各地区の「各該專員公署所在地において法にもとづいて焼却処分する」こととし、「辺遠県」に属さない地区では省政府に送って処理するとしていた。松潘・理番・懋功・靖化など省西北地方の県も「辺遠県」に含まれていた【34】。つまり、押収された生アヘンは「辺遠県」では処理がまかされ、それ以外は成都に送られ品質検査をしたうえで麻酔薬の原料として製薬工場(内政部衛生署所管の付属機関として「第一製薬廠」があった)に送られた。だから、省西北地方産の生アヘンは地方の禁煙機関によって闇市場に送られた可能性もあった。モルヒネは「毒品」(麻薬)の一種だったが、これも同様に処理された。四川省政府が制定した「モルヒネを保管し取得するための修正規則(修正保管及取用啡規則)」によれば、省政府は「比較的質の良いモルヒネは保管し医薬の利用に備える」と定めていた【35】。

第5節 四川省西北地方におけるアヘン吸煙者施療施設の運営

(1) アヘン吸煙者施療施設の開設

以上のように、1939年末にアヘン卸商・小売店を一律閉鎖し、民間の私蔵アヘンを摘発・没収するとともに、四川省政府は公立のアヘン吸煙者施療施設を開設していった。四川省西北地方の第16行政督察区について、その動向をみると、次の通りである【36】。

松潘県では、1937年12月15日にいち早く「戒煙所」を設立したが、これを1938年10月に閉鎖して、1940年2月に「成業施戒所」を設立した。同所の毎月の運営経費は1374元で、月間戒煙人数は500人だった。理番県では、1939年12月13日に「戒煙所」が設立され、1940年2月、同所は「成業施戒所」に改称された。毎月の運営経費は1374元で、月間戒煙人数は500人だった。茂县では、1939年7月に「戒煙医院」が設立された。毎月の運営経費は1198元、月間戒煙人数は

200人だった。懋功県では、1939年12月4日に「戒煙所」が設立された。毎月の運営経費は1374元、月間戒煙人数は500人だった。

以上のように、アヘン吸煙者を収容した治療施設として、茂県に「戒煙医院」が1か所、松潘・理番・懋功の各県には「戒煙所」または「成業施戒所」がそれぞれ1か所ずつ設立された。省西北地方の第16行政督察区では茂県のみ「戒煙医院」が設置されたが、1939年ではその院長は黄尚武（38歳、四川省仁寿县出身）で、成都市四聖祠福音医院を卒業し、三等軍医正として国民政府軍の第10師軍医院院長を歴任した人物だった【37】。その他の県の「戒煙所」等の主任は不詳である。以上4県の治療施設の月間戒煙人数は計1700人に達した。これを1年間に換算すると、戒煙人数は20400人になる。第1表に示した以上4県の1940年における「戒絶煙民人数」は9751人を数えていた。また、第4表では、5県の1940年初夏以前に戒煙治療を受けた人数は11099人を数えていた。単純な計算では、治療施設の存在は禁煙政策にたいして大きな成果をみたといつてよいが、実態は不明瞭であり、一層の史料発掘を必要とする。

第4表 西北地方（第16行政区）における1940年の治療概況

県名	治療をうけたアヘン吸煙者数	報告時期
松潘	6230	1940年5月末
理番	364	1940年6月末
茂县	986	1940年4月末
懋功	2171	1940年5月末
汶川	1348	1940年4月27日
靖化	不詳	
小計	11099	

（出所）「四川省各縣市（民国）29年施戒煙民概況表」、四川省禁煙督辦公署（1940）、107頁

「戒煙所」「戒煙医院」「成業施戒所」はいずれもアヘン吸煙者にたいする治療施設だったが、その特徴を簡単に述べておく。「戒煙所」は、省政府の命令により省民政庁の審査をへて作られた県級の医療施設であり、各県県長の指揮監督をうけた（四川省各県戒煙所組織規程、第3条）。「成業施戒所」も、省内の各縣市に設立された県級の医療施設で「戒煙所」と略称されたが、禁煙督辦公署の命令をうけて県政府が指揮監督をした（四川省各縣市戒煙成業施戒所設置辦法、第1、2条）。これにたいして、「戒煙医院」は、成都・重慶の二大都市や各行政專員区の置かれた比較的的地方都市に設立され、設備の比較的充実した省立の医療施設だった（四川省戒煙医院組織規程、第2条）。県級の「戒煙所」は医療従事者の規模におうじて第1級から第3級に区分された。第1級では、所長兼主任医師1名、医師兼薬剤師兼化学検査師1名、医師助手（助理医員）1名、男女看護師4名が配置された。第2級では、所長兼主任医師1名、医師兼薬剤師兼化学検査師1名、医師助手1名、男女看護師3名が、第3級では、所長兼主任医師1名、医師兼薬剤師兼化学検査師1名、医師助手1名、男女看護師2名が配置された（四川省各県戒煙所組織規程、第5条）。地方都市の省級「戒

煙医院」の場合は、もともとあった「戒煙所」を拡大改組して作られた。その地域の設備が最も完備された公立ないし私立の医院に経営を委託することも可能だった(四川省戒煙医院組織規程、第2条)。「戒煙医院」は第1級から第7級まで区分された。医療従事者の規模を示すと、第1級：院長1名、主任医師1名、医師2～4名、化学検査師1名、薬剤師1名、化学検査助手1名、男女看護士長各1名、男性看護士6～10名、女性看護士4～6名。第2級：院長1名、主任医師1名、医師2～3名、化学検査師1名、薬剤師1名、化学検査助手1名、男女看護士長各1名、男性看護士5～8名、女性看護士3～4名。第3級：院長1名、主任医師1名、医師2～3名、化学検査師1名、薬剤師1名、化学検査助手1名、男女看護士長各1名、男性看護士4～7名、女性看護士2～3名。第4級：院長1名、主任医師1名、医師1～2名、化学検査師1名、薬剤師1名、化学検査助手1名、男女看護士長各1名、男性看護士4～6名、女性看護士1～2名。第5級：院長1名、医師1名、化学検査師1名、男性看護士長1名、男性看護士3～5名、女性看護士1名。第6級：院長1名、医師1名、化学検査師1名、男性看護士長1名、男性看護士3～4名、女性看護士1名。第7級：院長1名、医師1名、化学検査師1名、男性看護士長1名、男性看護士2～4名、女性看護士1名(四川省戒煙医院組織規程、第5条)。アヘンを取り扱う必要性から「戒煙所」も「戒煙医院」も化学検査師を配置した。看護士では男性が女性よりも多かったが、女性の医療従事者不足という時代性が関係していた【38】。

「戒煙所」と略称されることもあった「成業施戒所」の主管官庁は省政府ではなくて省禁煙督辦公署であり、省系統の「戒煙所」とどのように役割分担していたのかは不明瞭である。「成業施戒所」はアヘン吸煙者の多寡におうじて各県市に1～3か所置かれ、「アヘン吸煙者の治療と管理・訓練および各種アヘンの成分分析」を行なった(第2条)。県長または市長が所長に任じられ、禁煙督辦公署から若干名の管理者が選抜派遣された。短期訓練後医師が派遣される以外に、所長によって該地の西洋医ないし中医も招聘された(第4条)。アヘン吸煙者の収容治療にあたっては、「登録された流動吸煙者および確実に赤貧である吸煙者は治療費無料とし」、それ以外の吸煙者は有料とした(第6条)。また、吸煙者を収容かつ治療するだけでなく、彼らを労役隊に組織した(第7条)。被収容者の宿舎としては政府の公有宿舎・寺廟・祠堂や児童疎開後の学校などが当てられ、「成業施戒所」の等級におうじて、開設費用(第1級は400元未満、第2級は280元未満、第3級は150元未満)が禁煙督辦公署から支給された(第10条)。労役隊がどのような作業に従事したかという点、道路建設、河川の浚渫、街道の清掃、蔬菜の栽植、簡単な手工芸作業などだった(施戒煙民編組習労隊辦法、第3項)。また労役隊は10～15人を1班、3～5班を1分隊、3～5分隊を1大隊というふうに軍隊編成をとり、毎日8時間労働を基準とした(第4、5項)。大隊長は所長すなわち県長が任じられたから、「成業施戒所」は治療を口実にした安上がりな労役隊だったようである【39】。

(2) アヘン吸煙者の施療に投与された各種「戒煙薬」

次に、当時四川省で認可ないし不認可だった各種「戒煙薬」について紹介する(第5表)。

第5表 1937～1939年に四川省で認可/不認可された「戒煙薬」

薬品名	製薬商名	営業地	試験結果	認可/不認可
建寧丸	剥復薬号	成都	有毒	販売不可、没収廃棄
精神丸	泰華薬房	成都	有毒	販売不可、没収廃棄
保身丸	復康薬房	成都	有毒	販売不可、没収廃棄
補精丸	仁安薬房	成都	有毒	販売不可、没収廃棄
戒煙五糖糕	同林薬房	成都	無毒	営業を許可
戒煙丸	李家村	成都	無毒	営業を許可
拒毒素	大華薬房	成都	無毒	許可、認可を登記
安然丸	永安薬房	宜賓	有毒	販売不可、没収廃棄
淡紅戒煙丸	福福薬房	重慶	有毒	販売不可、没収廃棄
紅色戒煙丸	福福薬房	重慶	無毒	許可、認可を登記
黄色戒煙丸	天一医院	重慶	無毒	許可、認可を登記
戒煙丸薬	巫山県戒煙所	巫山	無毒	許可、認可を登記
恩的彩虹	巴克薬房	重慶	無毒	許可、認可を登記
戒煙殺虫丸	利明薬房	栄昌	無毒	許可、認可を登記
安靈丸	華新薬房	栄昌	無毒	許可、認可を登記

(出所)「四川省県市呈経化驗戒煙薬料一覽表」、四川省禁煙督辦公署 (1940)、108～114頁。

第5表によれば、1937～39年に15種類の「戒煙薬」の製造申請があり、6種類が認可されず、販売不可・没収廃棄となった。製造・販売が認可されたのは9種類だった。ただし、認可の根拠になった「無毒、有毒」の実際は不詳である。製造・販売が認可された製薬商は成都を営業拠点とする者3店、重慶が3店、栄昌が2店、巫山が1店だった。「戒煙薬」としてもアヘンを含有する「合法薬物」＝合法アヘンだった。これらの合法アヘンは基本的には政府が経営する「戒煙医院」＝治療施設でこれまでのアヘン吸煙者に提供（販売）された。第5表にみるかぎりでは、省政府は「戒煙薬」という官売アヘンを公営工場で開発・製造するのではなくて、製薬商＝一般企業に製造させ、それを治験し認定・販売許可をあたえた（しかし1939年12月には、省政府は「省衛生実験局」と「国薬戒煙実験所」で「戒煙成薬」の製造を開始した）。省政府の基本政策は、安上がりに官売アヘンを製造・流通させ、認可権を行使して効率的にアヘン管理をすることだった、と思われる。

第6節 「二年禁毒、六年禁煙」終了後の四川省西北地方における禁煙政策

1940年10月29日には、「四川省民国29年度辺遠地禁煙辦法（四川省29年度辺地禁種辦法）」が省禁煙督辦公署によって公布された。これは、禁煙政策がまだ徹底して行われていない「辺区各県」にたいする省政府の基本方針を示した文書で、省西北地方を対象としていた。「三、実施手順（実施步驟）…（甲）宣伝…（乙）防除（防種）…（丙）ケシ畑廃棄の監督（督剷）…四、兵力配備…五、前後処理…六、宣伝及び防除経費」の構成で方針を立てていた。実施手順の（甲）「宣伝」では、「各県の政府はケシの栽植の1か月前までに、党・政府・軍各機関や学校・法団組織と協議

して、アヘン禁止のための宣伝隊を県内各区に派遣し、農村の保甲責任者や在地の首領（土司頭人）を監督して、アヘン禁種法令とその利害とを宣伝しなければならない」と述べていた。（乙）「アヘン防除」では、県ごとの対策を次のように述べていた。「雷波・屏山・峨辺の各県政府においては本年のケシ栽植（入土）時期に、松潘・理番・茂県・懋功・汶川・靖化の各県政府においては冬季と春季のケシ播種（下種）時期に、県内各区で聯保甲の壮年男性や駐屯軍を動員して、次の工作をしなければならない。1、民衆にたいしてケシの栽培をする者はいかなる者でも銃殺に処し耕地を没収することをきちんと説明し、その趣旨を皆に知らしめて、必要な時には前もって飛行機を飛ばして示威しなければならない（以下略）。また、（丙）「ケシ畑廃棄の監督」では、「各県はケシが生育（出土）した時には、官員を派遣し保甲の責任者を督導して厳正に検査しなければならない。秘密裏の栽培をみつけたならば、完璧な廃棄を督導し、法律に照らして処罰しなければならない」。また、禁煙政策を実行するために、辺地各県に軍隊を配備することも定めていた。すなわち、「1、雷波・屏山の2県には計1個聯隊。2、馬辺・峨辺の2県には計1個聯隊。3、松潘・理番の2県には各県に1個中隊。4、茂県・靖化の2県には各県に2個中隊。5、懋功には1個大隊。上記の部隊の協力期間は8か月、本年12月から民国30（1941）年7月末までとする。各部隊は11月30日以前に指定された県区に入り、該地の県政府に協力して禁煙の任務を執行する」ことになった。宣伝やケシ栽培の防除活動のための経費も各県ごとに用意されていた。すなわち、「1、雷波・馬辺・屏山・峨辺の4県は各県に700元。2、茂県・理番・松潘・懋功の4県は各県に800元。3、汶川には300元。4、靖化には600元」とされ、活動量の多寡が経費に反映されていたと思われる【40】。

1941年3月5日には、省政府は「辺区におけるアヘン栽培を禁止するための督察組の組織規則（査禁辺区種煙督察組組織規則）」を公布した。対象地域は第16行政督察区（松潘・理番・茂県・懋功・靖化・汶川）と第5行政督察区（雷波・屏山・峨辺・馬辺）で、前者が第1組、後者が第2組とされた。第1組は督察員3人、事務員1人、第2組は督察員2人、事務員1人の構成で、督察活動（ケシ畑の摘発や私蔵アヘンの供出催促など）は4か月間とされた【41】。

1941年（月日不詳）には、第16行政区と第5行政区にたいして省政府訓令が発せられた。訓令が冒頭で、「ここに秋季の訓令を発するが、冬季のケシ播種期は目前に迫っており、特にアヘン防除の要点を記す」と書いていたところから、晩秋に発せられたと思われる。その要点は、「1、農村の警察や保安隊の人員をすみやかに補充し、前季にケシが不法に栽植されていた地帯に彼らを分散配置して、その栽植を防除する。2、在地の首領（土司頭人）や保甲長を召集し訓令を直接申し渡し、域内では二度と不法な栽植をせぬよう命じる。3、該県の県長・民政科長・区長らにたいして、ケシの播種時期に各地に赴き禁煙の訓示を与えるよう命じる。4、きちんと戸籍を調査して、外籍の不正な商人が域内に滞在することを許さない。5、漢族が少数民族地区（夷区）に潜入し、土地を借りてケシを栽植したり、他者を援助して栽植したりすることを厳禁する」。訓令は、「各県の県長は…殉職の精神をもって奮闘せよ」と、県長にたいして強烈的なプレッシャーを与えていた【42】。

1941年6月12日には、省政府は「第16区各県の貧困民のケシ廃棄後の生計を援助するための資金給付方法（散放賑款救済第16区各県貧苦辺民剷煙后生計辦法）」という訓令を発布した。対象

地域は、松潘・理番・茂县・懋功・靖化の5県で、給付対象は「自発的にケシを廃棄し生活のめどが立たない貧困民衆（自動剝煙生活無着之貧苦辺民）」だった。一定のケシ栽培地区を指定し、各戸の家庭状況とケシ畑の面積において4級の分類して支給するというものだが、訓令には金額は示されてはいなかった。支給事務は県政府が担当し、省政府が監督するというやり方だったが、運用の実態は不詳だった【43】。

おわりに

以上に抗戦時代に四川省で公開されたアヘン政策文献を利用して、抗戦前期の四川省のアヘン政策の推移を記述した。とりわけ1938～41年の省西北地方（松潘県など第16行政督察区）のアヘン政策をできるだけ具体的に考察した。たとえば松潘県についてみると、1938年の登録吸煙者数は2409人、1939年の自主申告による吸煙者数は8321人、1940年5月末に申告した吸煙者は6230人だった。また、同県の1938年7月のアヘン卸商は1店、政府による閉鎖直前の1939年12月のアヘン小売商・アヘン軟膏小売商は26店もあった。省内の僻地であり、省政府の統制も難しかった。それゆえに、省政府は「(禁煙の)趣旨を皆に知らしめて、必要な時には前もって飛行機を飛ばして示威しなければならない」(1940年10月29日に公布された「四川省民国29年度辺遠地禁煙辦法」と考えたのである。

アヘン管理にかんしては、生アヘン/公認アヘンの販売ルートの変化を明らかにした。1939年以前と1940年以降とにわけて説明すると、1939年まででは概ね、ケシの特許購入商(特許商)→アヘン卸売商(煙土行)→生アヘン小売店(煙土店)・アヘン膏小売店(熟膏店)→吸煙者(煙民)というルートだった。これが、1940年以降の公認アヘン(戒煙薬料)では、私蔵アヘン(私土)の摘発・押収→臨時倉庫(1940年5月から公営倉庫=公棧)→禁煙督察署(戒煙薬料を管轄)→製薬商→戒煙医院・戒煙所・成業施戒所→アヘン吸煙者(煙民)というルートに変わった。それによって、アヘン吸煙者は1940年以降、戒煙医院・戒煙所・成業施戒所(吸煙者にたいする施療施設)で「紅色戒煙丸」「黄色戒煙丸」「戒煙丸薬」「恩的彩虹」「戒煙殺虫丸」などの名称の公認アヘンのみの吸煙しか許されないことになった。1941年における西北地方のアヘン統制の展開についても記した。また、多くの四川省産アヘンが地方政府の禁煙機関を通じて省外に移出され、それが国民政府指導者に利益を与えたと推定した。

以上のように、筆者は、1941年に至ってアヘン吸煙にたいする安価で効率的な統制が四川省西北地方でも実現した、と考えた。しかし、後に公開された史料『松潘県志』を吟味すると、この推定はなんとも心もとなく思われる。別稿で分析したように1941年6月23日の日本軍による松潘空襲では少なく見積もっても700人以上の民衆が犠牲となり、県城の「大同公社」という慈善団体が被害者の救済や埋葬などに貢献した。そして興味深いことに、この「大同公社」はこの地方に深く根を張った伝統的任侠組織「袍哥」(哥老会とも呼ばれた)により構成された団体であり、その指導者は袍哥の頭目、李爾康だった【44】。袍哥の活動財源はアヘンだったから、彼らは松潘県の禁

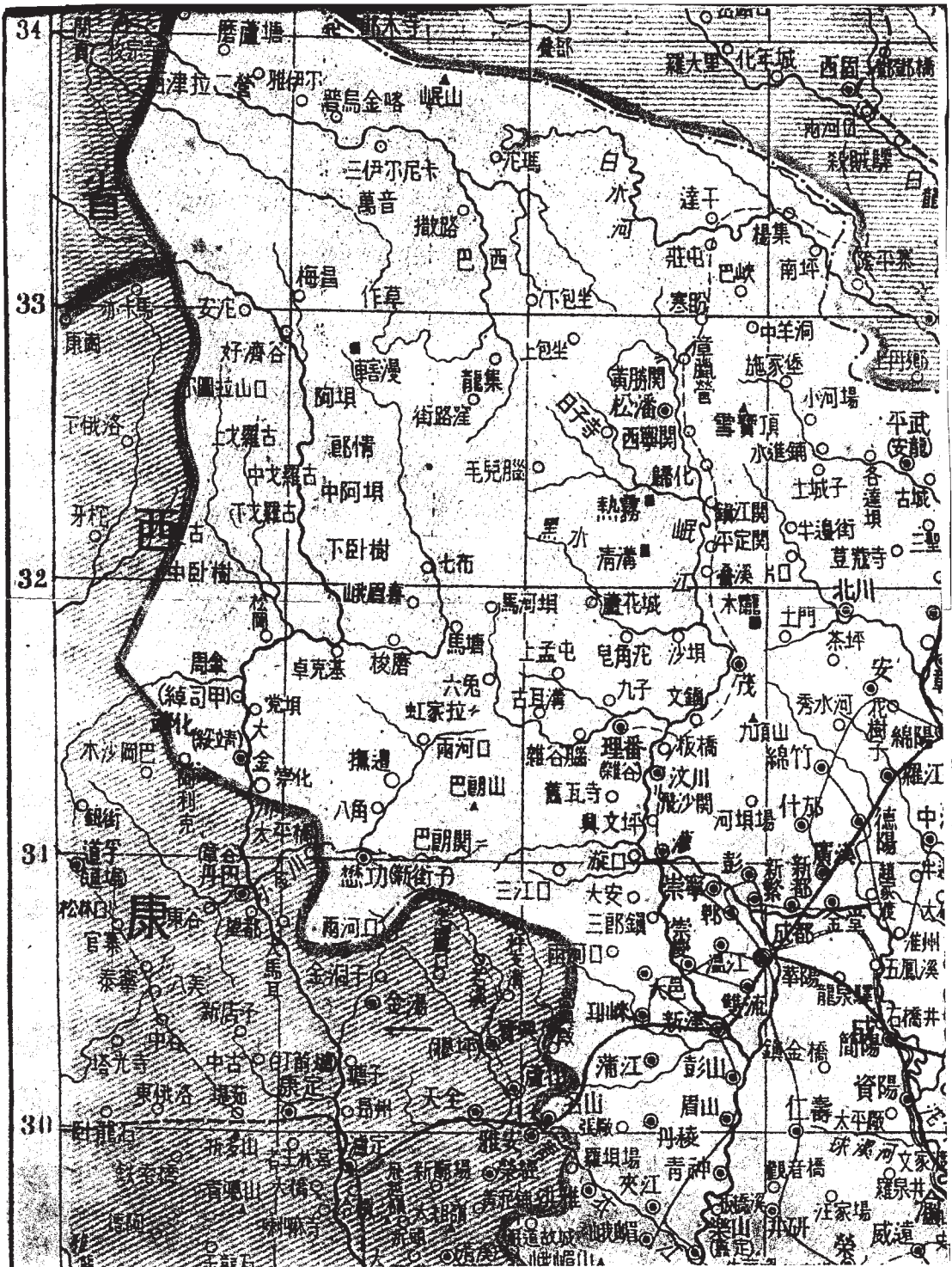
煙政策に抵抗していた。1942年春に県長に着任した汪一能は、警察部隊などを利用して県内や茂県のケシ栽培地の防除作戦を展開した。もっとも、汪県長のケシ防除作戦は民衆の恨みを買った。1944年7月、ついに汪一能県長と「大同公社」に結集した袍哥とのあいだに武闘が発生し、汪県長は殺された。この年の冬、後任県長の任和平は李爾康を謀殺した。李爾康がアヘン売買の頭目だったからである【45】。1946年8月には、アヘン生産に関わっていた同県の数名の「紳士(地主)」が、当時の県長、楊卓薫を買収してケシ栽培を庇護させ、栽培者から「アヘン税(煙税)」を徴収させるという事件がおきた。結局、それが発覚して11月に楊県長は解職された【46】。今回は抗戦後期以降の分析はできなかったが、省西北地方では、アヘンの生産や流通は地方政府をまきこんで、抗戦時代後期も続いたと考える。ただし、この点は今後の課題とする。

注

- 【1】拙稿(2017)「中国四川省の松潘爆撃をめぐる一考察」、大東文化大学大学院アジア地域研究科編刊『大東アジア学論集』第17号
- 【2】笠原陽子(1996)「中国国民拒毒会についての一考察」、野澤豊編『近きに在りて』第29号、汲古書院。堀井弘一郎(2018)「中国国民政府のアヘン問題」、眞殿仁美・朴敬玉他『アヘンと近現代アジア』(私家版)所載
- 【3】頼淑卿編(1986)『国民政府6年禁煙計画及其成效：民国24年至民国29年』国史館(台湾)、28～32頁
- 【4】周勇編(2006)『西南抗戦史』重慶出版社、10～15頁
- 【5】王金香(2005)『中国禁煙史』上海人民出版社、177～178頁
- 【6】王金香(2005)、205頁
- 【7】王金香(2005)、204頁
- 【8】四川省禁煙督辦公署・四川省禁煙委員会編刊(1940年9月)『四川省禁煙彙報』[以下、四川省禁煙督辦公署(1940)と略記]、177、249～250頁
- 【9】四川省禁煙督辦公署(1940)、177、250頁
- 【10】四川省禁煙督辦公署(1940)、251頁
- 【11】四川省禁煙督辦公署(1940)、181頁
- 【12】四川省禁煙督辦公署(1940)202～203頁
- 【13】王金香(2005)、200頁
- 【14】四川省禁煙督辦公署(1940)、252頁
- 【15】四川省禁煙督辦公署(1940)、250頁
- 【16】四川省禁煙督辦公署(1940)、27頁
- 【17】四川省禁煙督辦公署(1940)、27～28頁
- 【18】四川省禁煙督辦公署(1940)、30頁
- 【19】四川省禁煙督辦公署(1940)、30～31頁。250ムウであれば、1667.5アール
- 【20】四川省禁煙督辦公署(1940)、190頁
- 【21】四川省禁煙督辦公署(1940)、194～195頁
- 【22】四川省禁煙督辦公署(1940)、196～198頁
- 【23】王金香(2005)、198頁
- 【24】松潘県志編纂委員会編(1999)『松潘県志』、民俗出版社、19頁
- 【25】松潘県志編纂委員会編(1999)、565頁
- 【26】四川省禁煙督辦公署(1940)、223頁
- 【27】四川省禁煙督辦公署(1940)、171～172頁
- 【28】四川省禁煙督辦公署(1940)、223頁
- 【29】四川省禁煙督辦公署(1940)、233、235頁
- 【30】四川省禁煙督辦公署(1940)、239頁
- 【31】四川省禁煙督辦公署(1940)、233～234頁
- 【32】范紹增「我与四川袍哥及川軍混戦」、《河北文史資料》編輯部編(1992)『近代中国幫会内幕』下巻、群衆出版社、408頁
- 【33】四川省禁煙督辦公署(1940)、236～238頁

- 【34】 四川省政府禁煙善后督理处刊（1941年12月）『四川省禁煙善后法令彙編』[以下、四川省政府禁煙善后督理处（1941）と略記]、59～60頁
- 【35】 四川省禁煙督辦公署（1940）、219頁
- 【36】 四川省禁煙督辦公署（1940）、93頁
- 【37】 四川省禁煙督辦公署（1940）、289頁
- 【38】 「四川省戒煙医院組織規程」、四川省禁煙督辦公署（1940）、142～145頁
- 【39】 「四川省各縣市戒煙成業施戒所設置辦法」、四川省禁煙督辦公署（1940）、153～154頁。「四川省各縣市戒煙院所施戒煙民編組習勞隊辦法」、四川省禁煙督辦公署（1940）、154頁
- 【40】 「四川省29年度辺地禁種辦法（1940年10月29日、禁督署公布）」、四川省政府禁煙善后督理处（1941）、30～34頁
- 【41】 「查禁辺区種煙督察組織規則」、四川省政府禁煙善后督理处（1941）、88～89頁
- 【42】 「訓令：四川省→第5・16区行政專員公署」、四川省政府禁煙善后督理处（1941）、74～75頁
- 【43】 「四川省訓令：散放賬款救濟第16区各県貧苦辺民剷煙后生計辦法」、四川省政府禁煙善后督理处（1941）、34～36頁
- 【44】 拙稿（2017）「中国四川省の松潘爆撃をめぐる一考察」、100～105頁
- 【45】 松潘県志編纂委員会編（1999）、25、63、66～67頁
- 【46】 松潘県志編纂委員会編（1999）、26頁

四川省西北地方地図



(出所) 『中国分省精図』 亜新地学社、1938年2月刊